

むつざわスマートウェルネスタウン拠点形成事業  
実施方針等への質問及び意見への回答

平成 28 年 9 月 26 日

睦沢町

## 様式1-3

実施方針 意見記入欄

No.	頁	1	1.1	(1)	1)	①	a)	項目等	意見内容	質問及び意見回答
1	5	1	1-1	(8)	(12)				本事業において、健康支援BOO施設は、独立採算事業として考へる必要があります。 20年間に及ぶ健康支援BOO施設の運営のためには、道の駅のその他の機能との連携・相乗効果が、持続可能な施設運営上の重要な視点となります。 こうした背景から、できる限り一つのまとまり、魅力ある、そして使いやすい施設(合築施設)として、今後、施設BOO施設について、事業終了後は事業者による実施方針では、健康支援BOO施設をしていくことを予定しています。 一方、実施方針では、健康支援BOO施設について、事業終了後は事業者の限り施設を解体・撤去する”ことが示されており、上記のような課題となる場合、計画上の観点から、本条件が、一つの大きな課題となっています。 このため、「事業終了後の施設解体・撤去にあたって、健康支援BOO施設が、機能上、一体不可分の関係にあると考えられる場合には、町、または事業者からの申し出があつた場合、町と事業者は、健康支援BOO施設の解体・撤去の必要性について協議を行い、健康支援BOO施設の解体・撤去の必要性がないと考えられる場合、事業者は当該施設を町へ譲渡、または売却することができる」といった旨の但し書きを記載して欲しい。	

## 要求水準書(案) 質問記入欄

No	頁	章	節	1	(1)	①	i)	項目等	質問内容	質問及び意見回答
1	36	3	2	1	2)	ii)	駐車場	駐車場の仕上げについて「耐久性を考慮したアスファルト舗装」とあります が、コンクリート系舗装と比べると耐久性では優位とならないため、「維持管理性」「経済性」を考慮したアスファルト舗装という理解でよろしいでしょうか？	原案の通り、「排水性・耐久性を考慮したアスファルト舗装」を要求水準とし、「維持管理性」「経済性」の考慮については事業者の提案によるものとなります。 なお、駐車場の舗装設計に係る詳細については、町に相談ください。	
2	37	3	2	1	(3)	3)	v)	事務室	印刷スペースとは具体的にどのような機能を想定されていますでしょうか。	コピー機の設置・利用が可能なスペースを想定しています。
3	38	3	2	1	(3)	3)	vii)	事務室	OAフロアは必須でしょうか？	必須とします。
4	40	3	2	1	(5)	①	i)	温浴施設	サウナは必須でしょうか？	事業者の提案によるものとします。
5	63	4	3	5	(2)			所有権設定 に係る業務	境界測量及び境界杭等の設置は「事業者」が実施する業務でしょうか？	原案の通り、境界測量及び境界杭等の設置は「事業者」が実施する業務となります。

## 要求水準書(案) 意見記入欄

No	頁	章	節	1	(1)	①	項目等	意見内容	質問及び意見回答
1	14	2	1	5	-	-	業務報告書	事業者は、「月報」「四半期報」「年報」、さらには「要求水準書との整合性の確認結果報告書」を作成することになります。報告書としての体裁や内容にもよりますが、20年間に渡つて行う事務作業であり、必要以上の形式的な事務作業は、町と事業者の双方にとって大きな負担、疲弊に繋がります。	統括管理業務については、月報は不要とし、四半期報及び年報を提出してください。 要求水準書を修正し、入札説明書等の公表時に提示します。
2	16	2	2	3	-	-	月例会議の開催・運営	事業者は、毎月1回、月例会議を行い、本事業の実施状況や個別業務の状況に關わる報告及び意見交換を行うことになります。 報告書同様、20年間に渡つて行うものであり、必要以上の形式的な会合は、町と事業者の双方にとって大きな負担、疲弊に繋がります。 例えば、運営から数年経った時点では、その必要性は大きく異なるものと考えられます。	名称を「定例会議」とし、4半期ごとに1回以上開催するものとします。 要求水準書を修正し、入札説明書等の公表時に提示します。
3	17	2	2	3	-	-	月例会議の開催・運営	統括管理業務は事業開始から事業期間にわたり実施されるため、定例会議の出席者は設計・建設期間と運営・維持管理期間では該当する業務責任者が異なると想定されます。運営業務責任者、維持管理業務責任者に限定するものではなく、「各業務責任者」が出席という表現に変更願えませんでしょうか。	「事業者の統括管理業務責任者及び各業務責任者」とします。 要求水準書を修正し、入札説明書等の公表時に提示します。
4	17	2	3	4	i)	v)	パンフレット等作成	パンフレット(A3サイズ)、ポスター(B1サイズ)と仕様が規定されていますが、広報の内容、方法等を今後検討する中で、効果的な仕様をご提案させていただきたいと考えます。 よって、仕様は事業者の提案に委ねて頂ければと思います。	ご意見として承ります。
5	18	2	4	2	v)		セルフモニタリングの実施	毎月、本町にモニタリング報告書を提出すること。」とあります が、上記同様、「町と事業者が開催頻度について協議を行い、決定する」といった旨の内容に変更して頂きたい。	「モニタリング報告書」の提出は、4半期ごとに1回以上とします。 要求水準書を修正し、入札説明書等の公表時に提示します。
6	22	3	1	1	(3)	②	- 什器・備品等	"汎用性のない什器・備品等に限り本町が費用負担する"とあり、"資料9 什器・備品リスト"が後日公表されることになっています。 一方、道の駅における施設設計画の内容によつて、汎用性のない什器・備品等が、大きく異なる可能性が考えられます。(つまり、リストで限定列举されることは、事業者側の提案の幅が小さくなることが予想されます) このため、汎用性のない什器・備品等については、事業者側の提案とさせて頂きたい。	「資料9 什器・備品リスト」は、本施設の運営にあたり、本町が最低限必要と考える品目を参考仕様とともに示すものであり、当該リストに示した品目は、本町の負担(サービス購入費)として設置することを想定しています。 当該リストに掲載されていない什器・備品についても、事業者の運営上必要と考えるものは、事業者の負担(独立採算部門)により、提案・設置してください。

No	頁	章	節	1	(1)	①	i)	項目等	意見内容	質問及び意見回答
									地域優良賃貸住宅については、以下の条件とします。	
7	44	3	2	2	-	-	-	地域優良賃貸住宅等	<p>【住宅A】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・整備戸数：25戸</li> <li>・住戸タイプ：戸建住宅（木造2階）</li> <li>・延床面積：80m<sup>2</sup>/戸以上86m<sup>2</sup>/戸以下</li> <li>・敷地面積：150m<sup>2</sup>/戸以上</li> </ul> <p>【住宅B】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・整備戸数：8戸</li> <li>・住戸タイプ：①戸建住宅（木造2階）、②戸建住宅（木造平屋）、③テラスハウス（木造2階：共用部があるタイプは不可）のいずれか</li> <li>・延床面積：①80m<sup>2</sup>/戸以上86m<sup>2</sup>/戸以下、②50m<sup>2</sup>/戸以上82m<sup>2</sup>/戸以下、③70m<sup>2</sup>/戸以上86m<sup>2</sup>/戸以下</li> <li>・敷地面積：①及び②の場合、150m<sup>2</sup>/戸以上</li> </ul> <p>また、これに伴い、共同駐車場の整備台数を以下の通りとします。</p> <p>【共同駐車場】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・整備台数：テラスハウスの整備戸数×2台（ただし、テラスハウスの整備戸数が3戸以下の場合でも、5台分を整備すること）</li> </ul> <p>上記については要求水準書を修正し、入札説明書等の公表時に提示します。</p>	
8	59	4	1	4	(1)	-	i)	建設工事	P61工事監理業務における定期報告は月1回程度となつたため、工事進捗状況報告も併せて月1回程度に変更いただけないでしょうか。	工事進捗状況報告は、月1回程度とします。 要求水準書を修正し、入札説明書等の公表時に提示します。